

法務研修セミナー 第41回報告

精神医療における行政と法

中京大学法科大学院 教授・弁護士

福本博之

平成26年12月13日（土）午後3時より、中京大学法科大学院（中京大学アネックス）、2階エグゼクティブ会議室において、頭書テーマにより、法務研修セミナー（第41回）が開催された。

以下に、その概要について、講演内容や提供された資料等を適宜引用しつつ、報告する。

第1部 「措置入院患者情報の本人開示請求について」

（講師：中京大学法科大学院 教授 皆川 治廣氏）

1. 個人情報保護法・個人情報保護条例の趣旨

大量の情報を瞬時に処理することができるコンピュータの発達や情報通信技術の進展に伴い、個人情報の保護がますます重要性を増してきた。そのため、国は、昭和63年（1988年）に行政機関電算機個人情報保護法を、そして、平成15年（2003年）に行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法を制定し、また、地方公共団体においては、現在すべての都道府県・市町村で、いわゆる個人情報保護条例が制定されている（なお、民間部門においても、平成15年（2003年）に個人情報保護法が制定されている）。

行政による個人情報保護の目的は、行政保護法（1条）に規定されているように、「行政の適正かつ円滑な運営」を前提として、「個人の権利利益を保護すること」にある。この点は、各地方公共団体の保護条例も同様の状況にある。

次に、適用対象となる機関であるが、行政保護法では内閣府、各省、各庁、各委員会といった国の「行政機関」（及びその「長」）であり（2条1項）、保護条例では都道府県知事、市町村長、教育委員会、その他の執行機関等が「実施機関」とされる。

（1）自己情報コントロール権の保障

「個人情報」の内容としては、通常個人を識別する際に用いられる氏名、住所、生年月日、

性別といった基本情報以外に、電話番号、役職名、個人別に付された番号等の情報、あるいは、個人の思想、信条、信仰、出自、学歴、職歴、家族状況、財産状況や健康状況などのセンシティブ（sensitive）情報（要注意情報）やプライバシー情報が挙げられる。

行政保護法は、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」（2条2項）として、「個人識別型情報」を個人情報と定義づけしている。ここでは、個人情報の内容、性質や使用目的等を問わずまた、プライバシー侵害のおそれがあるか否かを問わず、識別可能な個人情報を保護するという考え方に立っている（こういった「個人識別型情報」条例以外に、「プライバシー型情報」を個人情報として保護する条例も多数見られる）。

行政上の個人情報保護法制は、個人情報の適正な収集・管理・利用・提供を行政機関や実施機関に義務づけることによって、国民や住民の人格権やプライバシー権を保護し、本人に自己情報をコントロールする権利を保障することにある。

行政保護法は、行政機関による個人情報の取扱いについて、利用目的の特定（3条1項）と利用目的範囲内での保有制限（3条2項）、本人（2条5項）への利用目的明示と例外（4条）、保有個人情報（2条3項）に関しては、正確性の確保（5条）、安全確保の措置（6条）、利用及び提供の制限（8条1項）などの規律を定めている。

他方、行政保護法（8条1項・2項各号）や保護条例では、個人情報の利用及び提供の制限に対する例外が、いくつか規定されている。例えば、①法令等に基づく場合（因みに、弁護士法第23条の2に基づく弁護士照会に応じて、京都市の中京区長が前科及び犯罪経歴を精査することなく京都弁護士会に漫然とすべてを報告したことが違法と判示された事例として、最判昭和56.4.14民集35巻3号620頁〔稲葉一将・行政法判例百選Ⅰ〔第6版〕〔2012〕98頁〕がある）、②本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき、③本人の同意がなくとも、保有個人情報の利用及び提供に「相当な理由のあるとき」である（なお、災害時要援護者や一人暮らし高齢者等の個人情報について、市町村と自主防災組織、消防機関、警察機関や民生委員等との共有化が法的議論となっていることは、周知のとおりである）。

その他、行政保護法では、個人情報の取扱いに従事する行政機関職員や受託業務従事者等に課せられる義務（7条。因みに、住民票データが再々委託先のアルバイト従業員から漏洩され、宇治市に使用者責任〔民715条〕が認められた事例として、大阪高判平成13.12.25判時265号11頁〔徳本広孝・地方自治法判例百選〔第4版〕〔2013〕37頁〕がある）、行政機関からの保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求（9条）や、罰則（53条以下）などが規定されている。この点は、保護条例と同様の内容となっている。

（2） 本人による開示請求等（原則と例外）

行政保護法や保護条例では、保有個人情報について、本人（未成年者又は生年被後見者の法定代理人で本人の利益と相反しない場合の法定代理人、その他、保護条例で定められている場合の任意代理人を含む）からの開示請求、訂正（追加又は削除を含む）請求、利用停止

(利用の停止、消去又は提供の停止) 請求を行うことが認められている。

まず、何人も、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自己を本人とする保有情報の開示を請求することができる(12条1項)。そこで、行政機関の長は、①本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報(14条1号)、②開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報(同条2号)、③法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報(同条3号イ)、④国の機関や独立行政法人等が行う事務、事業(監査、検査、試験、契約、交渉、調査研究や人事管理など)の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報(同条7号)等を除き、保有個人情報を開示しなければならないとされる。また、当該開示請求については、部分開示(15条)や裁量的開示(16条)のみならず、存否応答拒否(17条)も規定されている。

次に、何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、原則として、当該保有個人情報に関する訂正を請求することができる(27条1項柱書)。もっとも、開示請求はすべての保有個人情報がその対象とされているが、いくつかの保護条例と同様に、行政保護法では開示を受けた個人保有情報についてのみ、訂正請求が認められるに過ぎないこと(開示請求前置主義:27条1項第1括弧書・1号)に留意する必要がある。また、訂正の対象となるのは事実であって、評価や判断は訂正の対象とすることはできない。そこで、事実と評価や判断が判然としないような場合には、注記あるいは付箋を貼るなど、文書そのものを「訂正」する以外の措置も想定できよう。さらに、第三者作成文書については、当該文書の性質、利用目的、関連法令の解釈などに基づいて調査権限や訂正権限が判断され、訂正の可否が決定されることがある。

最後に、保護条例と同様に行政保護法は、開示請求権や訂正請求権と並んで、本人に利用停止請求権を認めている(36条1項)。具体的には、行政機関が個人情報の、①収集制限違反、②利用目的範囲内での保有制限違反、③利用目的以外での利用、④利用目的以外での提供などを行っている場合である。①～③の場合には利用の停止又は消去(36条1項1号)がなされ、④の場合には提供の停止(36条1項2号)が行われる。なお、ここでも前記の開示請求前置主義が問題とされることに留意しなければならない。

配付資料【皆川治廣・ジュリスト増刊 行政法の争点70～71頁】より

2. 措置入院患者情報と本人開示請求

(1) 措置入院の概要

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」

(都道府県知事による入院措置)

第二十九条 都道府県知事は、第二十七条の規定による診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、

その者を国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができる。

- 2 前項の場合において都道府県知事がその者を入院させるには、その指定する二人以上の指定医の診察を経て、その者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めることについて、各指定医の診察の結果が一致した場合でなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による措置を採る場合においては、当該精神障害者に対し、当該入院措置を採る旨、第三十八条の四の規定による退院等の請求に関する事その他厚生労働省令で定める事項を書面で知らせなければならない。
- 4 国等の設置した精神科病院及び指定病院の管理者は、病床（病院の一部について第十九条の八の指定を受けている指定病院にあつてはその指定に係る病床）に既に第一項又は次条第一項の規定により入院をさせた者がいるため余裕がない場合のほかは、第一項の精神障害者を入院させなければならない。

(2) 添付資料

【資料1】入院形態別在院患者数の推移（精神・障害保健課調べ）

【資料2】入院形態別・在院期間別の患者割合（精神・障害保健課調べ）

【資料3】年齢別措置入院者数

【資料4】措置入院の流れ（第29条）

(3) 本人開示請求にかかる判例

事例① 横浜地判平成8年3月25日（保有個人情報一部不開示処分取消請求事件：棄却）判例時報1587号53頁・判例タイムズ938号100頁・判例地方自治152号90頁

【事実関係】

原告は、精神保健法（現精神保健福祉法）として改正される前の精神衛生法に基づき、昭和63年3月に、神奈川県知事によって措置入院の決定を受け、A病院への措置入院及びその解除⑨の後になお入院継続の必要性があるとされB病院による通院（同意入院）を行っている。原告は、同措置入院及び通院（同意入院）に強い不満を有していた。本件は、原告が（旧）神奈川県個人情報保護条例に基づき、神奈川県知事に対して同措置入院に関する個人情報の開示を請求したところ、同県知事が請求の一部（「入院措置書の案文」・「措置入院申請書の案文」）につき開示を認めたものの、措置入院に関する診断書（2通）及び措置入院申請書については、それぞれ、「開示の請求の対象となった個人情報に開示の請求をした者（以下

『請求者』という。)以外の個人に関する個人情報が含まれている場合であって、請求者に開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すことになると認められるとき」(旧第15条4項1号・新第20条2項1号)、「請求者に開示をすることにより、当該指導、診断、評価、選考等に著しい支障が生じるおそれがあるとき」(旧第15条4項3号・新第20条2項3号)、「開示の請求の対象となった個人情報が権の機関又は国若しくは他の地方公共団体も機関が行う取締り、調査、交渉、争訟その他の事務又は事業に関するものであって、請求者に開示することにより、当該事務又は事業の目的を失わせ、又は円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるとき」(旧第15条4項6号・新第20条2項5号)に該当するとして不開示の決定をしたので、その取消しを求めた事案である。

【判示事項】

「鑑定書には、被鑑定者及び保護義務者の身分事項のほか、診断名、生活歴及び発病前状況等、現病歴、問題行動、現在の状態像、身体病状、要注意必要度、日常生活の介助指導必要度、鑑定上特に必要な場合の詳細記入欄……特殊療法等、医学的総合判定(措置、その他入院、入院外診療に関する)、備考及び医師からの連絡欄、行政庁における記載欄(以下、これらを『診断名、生活歴等』という。)並びに鑑定年月日、鑑定医氏名と印、医師所属施設名とその所在地及び電話番号、鑑定に立ち会った精神衛生吏員の氏名と印、立ち会った場所と日時、被鑑定者に関する陳述者の氏名、年令、続柄、住所(以下、これを「鑑定医の氏名等」という。)が記載される……鑑定書における鑑定医の氏名等の性質及び原告の前記行動から推察される原告と本件鑑定書を作成した鑑定医との関係、ひいては、鑑定に立ち会った精神衛生吏員及び被鑑定者に関する陳述者との関係からみれば、鑑定医の氏名等を不開示とすることが客観的にも期待され、その期待は正当であると解され、これを開示することにより、鑑定医等の正当な利益が侵されることになると解される。」「申請書には、精神障害者及びその疑いのある者及び現に保護の任に当たっている者の身上関係のほか、申請者の住所、氏名と印、生年月日、精神障害者等との続柄(以下「申請者の氏名等」という。),「病状の概要」、 「その他参考となる事項」(以下「病状の概要等」という。)を記載する……申請者が心理的に抑止されることなく、自由に申請ができるよう申請者の氏名等の匿名の利益を保障することが制度の前提となっているというべきである。このように、申請者の氏名等は、これを不開示とすることが客観的にも期待されており、また、前記認定事実から推認される原告と申請者との関係等からみれば、これを不開示とすることにより保護される利益は、客観的にも正当であると認められる。」「同号(旧第15条4項3号・筆者注)の「当該診断」には、要求者が現に行っている診断だけでなく、今後継続的に通院治療がされる必要性がある場合も含まれると解され、また、同号の「著しい支障が生じるおそれ」には、今後、継続される診断等が困難になる場合も含まれると解される。そして、前記認定の事実によれば、原告は、A(筆者注)病院退院後、約四か月間、同病院に通院したが、担当の……医師から通院が不要である旨の指導もないのに、原告自身の判断で通院をやめ、また、その後二度にわたり、……職員に対し、診察も受けずに措置入院させられたなどと訴え、……そうすると、原告は、本件

処分時において、現に診察を受けてはいないが、継続的に通院治療する必要があったと認められ、また、前記のような原告の行動や意見書等の記載からみれば、本件鑑定書の「診断名、生活歴等」を開示すれば、当該診断に著しい支障が生じるおそれがあったものと認められる。……これらを非開示とした本件処分は、その余の判断をするまでもなく、適法にされたものと認められる。」

事例② 水戸地判平成20年2月26日（個人情報不開示処分取消等請求事件）：一部認容・一部棄却）判例集未搭載：東京高判平成21年3月19日（控訴審：原判決変更・一部棄却・一部却下）判例集未搭載

【事実関係】

本件は、原告が（旧）茨城県個人情報保護条例に基づき、茨城県知事に対し、自らの措置入院に関する一切の資料（措置入院に関する精神保健指定医の診察内容や、茨城県 A（筆者注）保健所の職員が関係者から得た聴取結果等）について開示請求をしたところ、個人（第三者）の正当な利益を害するおそれ（旧15条2号・新第14条3号）、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（旧15条4号・新第14条7号）を理由として一部非開示とする決定を受けたことから、その取消訴訟及び義務づけ訴訟が提起された事案である。

【判示事項・第1審】

①「本件開示請求部分には、本件入院措置に関する指定医の診察内容や、被告職員が関係者から得た聴取結果等が記載されており、その中には、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により指定医等特定の個人を識別することができる情報（以下「個人識別情報」という。）が含まれると認められる。……指定医等の個人情報を開示した場合、措置された者やその関係者が、措置入院となった経緯や措置入院と判断した根拠等について、その真偽や詳細等を確かめるため、指定医等に不当な追及をし、その平穏な社会生活に影響を及ぼすおそれがあるといえる。……本件においては、指定医等の個人識別情報を開示した場合、原告の両親等原告の関係者が、措置入院となった経緯や措置入院と判断した根拠等について、その真偽や詳細等を確かめるため、指定医等に不当な追及をし、その平穏な社会生活に影響を及ぼすおそれが一定程度具体化しているといい得る。……したがって、本件開示請求部分のうち個人識別情報については、当該情報を開示することにより、法的保護に値する程度の蓋然性をもって客観的具体的に個人の正当な利益を害すると認められ、当該部分は、本件条例15条2号に該当すると認められる。」

②「措置入院は、本人の意思にかかわらず強制的に入院させる制度であるから、措置入院者が事後的に措置入院に至る過程を知りその判断の当否について検討する権利は尊重に値するといふべきである。……本件開示請求部分に記載されている指定医の診察内容や被告職員が関係者から得た聴取結果等は、原告の生活実態等に関する客観的事実に基づいて、指定医等

精神障害者等の福祉に携わる者の専門的な知見に基づく評価・判断が記載されるものと考えられ、指定医等が、このような事項について、専門的な知見に基づいて公正に評価・判断している限り、個人識別情報を除く部分を開示したからといって、指定医等が、否定的な評価をありのままに記載することを差し控えたり、画一的な記載に終始したりするようになるまでは考え難い。そうすると、本件開示請求部分を開示することにより、措置入院業務をはじめとする精神保健福祉業務遂行に必要な情報の入手や正確な情報の把握が困難になり、精神保健福祉業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまではいえない。……本件においては、原告の両親が、本件入院措置に至る経緯について被告職員に事情を問ひ質し、原告の見方と一致しない部分があるなどと主張した事実が認められる。……しかし、原告及びその関係者が本件入院措置に至る客観的経緯を知るために指定医等の専門的評価・判断が記載された文書につき開示を求める権利は尊重に値することを考えれば、これら原告の両親の行動が認められるからといって、原告がその権利を濫用したものと認められない。そうすると、本件において、指定医等個人を特定識別しうる情報を除く部分については、開示することにより法的保護に値する程度の蓋然性をもって客観的に措置入院等精神障害者福祉業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認めるには足りない。……別紙1 開示部分目録記載の部分が本件条例15条4号に該当すると認めることはできない。」

【判示事項・控訴審】

①については、「本件条例15条2号の……『開示することにより、個人の正当な利益を害すると認められるとき』とは、当該個人に関する情報の性質や内容、請求者と当該個人との関係等から見て、当該情報を不開示とすることが客観的にも期待され、かつ、その期待が正当として是認される場合に係るものであるか否かによって判断すべきである。……本件開示請求部分のうち個人に関する情報については、当該情報を開示することにより、個人の正当な利益を害するものと認められ、当該部分は、本件条例15条2号に該当するものと認められる。」

②については、「本件開示請求部分を開示した場合、……被控訴人（第1審での原告である・筆者注）及びその両親が、入院措置に至る経緯や入院措置と判断された根拠等について、その真偽や詳細等を確かめるため、指定医その他の本件入院措置手続に関与した者に対し不当な追及をし、その平穏な社会生活に影響を及ぼし、ひいては入院措置等精神障害者福祉業務の適正な遂行に影響を及ぼすおそれがあると認められる。よって、本件開示請求部分のうち個人識別情報を除く部分を開示することは、適正な事務の執行に支障が生じるおそれがあるものと認められ、同部分は本件条例15条4号に該当するものと認められる。」

(4) 検討・考察

行政上の個人情報保護法制は、個人情報の適正な収集・管理・利用・提供を行政機関や実施機関に義務づけることによって、国民や住民の人格権やプライバシー権を保護し、本人に自己情報をコントロールする権利を保障することにある。そのため、保護条例と同様に行政

保護法は、行政機関の長の決定に不服ある者に対して行政上の不服申立てを認め、また、内閣府情報公開・個人情報保護審査会への諮問等を規定している（42条以下）。その他、当該決定に不服ある者は、取消訴訟ないし無効確認訴訟（行訴3条6項2号・37条の3）や差止め訴訟（行訴3条7項・37条の4）の提起、仮の義務づけや仮の差止めの申立て（行訴37条の5）の活用も想定されよう。

第2部 「医療観察法審判手続の流れ」

（講師：福本 博之、資料提供：中京大学法科大学院 准教授 緒方 あゆみ氏）

1. 「心神喪失者等医療観察法」とは

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）は、心神喪失又は心神耗弱の状態（精神障害のために善悪の区別がつかないなど、刑事責任を問えない状態）で、重大な他害行為（殺人、放火、強盗、強姦、強制わいせつ、傷害）を行った人に対して、適切な医療を提供し、社会復帰を促進することを目的とした制度である。

本制度では、心神喪失又は心神耗弱の状態での重大な他害行為を行い、不起訴処分となるか無罪等が確定した人に対して、検察官は、医療観察法による医療及び観察を受けさせるべきかどうかを地方裁判所に申立てを行う。

検察官からの申立てがなされると、鑑定を行う医療機関での入院等が行われるとともに、裁判官と精神保健審判員（必要な学識経験を有する医師）の各1名からなる合議体による審判で、本制度による処遇の可否と内容の決定が行われる。

審判の結果、医療観察法の入院による医療の決定を受けた人に対しては、厚生労働大臣が指定した医療機関（指定入院医療機関）において、手厚い専門的な医療の提供が行われるとともに、この入院期間中から、法務省所管の保護観察所に配置されている社会復帰調整官により、退院後の生活環境の調整が実施される。

また、医療観察法の通院による医療の決定（入院によらない医療を受けさせる旨の決定）を受けた人及び退院を許可された人については、保護観察所の社会復帰調整官が中心となって作成する処遇実施計画に基づいて、原則として3年間、地域において、厚生労働大臣が指定した医療機関（指定通院医療機関）による医療を受けることとなる。

なお、この通院期間中においては、保護観察所が中心となって、地域処遇に携わる関係機関と連携しながら、本制度による処遇の実施が進められることになる。

【厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>】より

2. 医療観察法の手続の流れ

【資料5】参照

(平成25年版犯罪白書 http://hakusyol.moj.go.jp/jp/60/nfm/n_60_2_4_5_3_0.html)

3. 添付資料

【資料6】精神障害者等による一般刑法犯検挙人数

(平成25年版犯罪白書 http://hakusyol.moj.go.jp/jp/60/nfm/n_60_2_1_1_1_2.html)

【資料7】(医療観察法審判の) 検察官申立人員・地方裁判所の審判の終局処理人員(対象行為別)

(平成25年版犯罪白書 http://hakusyol.moj.go.jp/jp/60/nfm/n_60_2_4_5_3_1.html)

4. 事例報告

以下には、筆者が実際に医療観察法審判事件の国選付添人を務めた事例について、その審判開始時から審判終了時までの付添人の具体的な活動内容について、報告をしたいと思います。

心神喪失者等医療観察法

(必要的付添人)

「第三十五条 裁判所は、第三十三条第一項の申立てがあった場合において、対象者に付添人がないときは、付添人を付さなければならない。」

(1) 対象事件

検察官から、〇〇地方裁判所に対してなされた審判申立事件について、その対象行為とされた事実は、次のようなものであった。

(対象行為の要旨)

「対象者は、●●ほか10名が現に住居として使用している●●●●所在の●●コーポ(木造スレート葺き2階建て、床面積●●●●.●●平方メートル)の●階●●号室に居住していたものであるが、近所の人に悪口を言われたり、つきまとわれるといった病的幻聴妄想から自暴自棄になり、同居宅に放火しようと考え、平成●年●月●日午前1時30分頃、同居宅四畳半間において、その床に可燃物が入ったゴミ袋2袋を置き、同ゴミ袋及び押し入れ内のトイレトペーパーにライターで着火して火を放ち、その火を同所の床板等に燃え移らせ、よって、前記四畳半間部分及び押し入れ部分を焼損(焼損面積合計約2.24平方メートル)した。」

(※ ●●は、筆者による)

(対象行為の名称及び該当条文)

現住建造物等放火 刑法第108条

(附記) 検察官が、対象行為時において、対象者が心神喪失者であったことを認め、平成●年●月●日、不起訴処分とした事件である。

(2) 対象者

対象者は、昭和32年生まれの女性であり、対象行為当時56才で、放火したコーポに独り住まいをしていた。本件放火後の捜査段階において精神鑑定が行われており、その鑑定書によれば、統合失調症と鑑定されていた。

(3) 実際の付添人活動の内容

H○.9.12

- ・地裁、対象者に対して、医療観察法に基づく鑑定入院命令。
- ・地裁、弁護士会宛に「国選付添人推薦依頼書」送付。

H○.9.16

- ・愛知県弁護士会（副会長）、医療観察法審判付添人名簿（弁護士会備付）より、担当者を Pick Up。
- ・副会長より連絡あり（TEL）～候補者推薦の打診～これを承諾。
- ・副会長より地裁宛に、付添人推薦書を送付（FAX）。

H○.9.17

- ・地裁より、国選付添人選任書を受領（書面）。
- ・地裁、本件についての裁判体（裁判官1名、精神保健審判員1名）を決定。

H○.9.18

- ・地裁書記官より、第1回打ち合わせ期日、第2回打ち合わせ期日の日程調整の事務連絡あり（FAX）。
- ・記入して、地裁に返送（FAX）。

H○.9.19

- ・対象者の身内宛てに、付添人として受任した旨の通知を郵送（文書）。
- ・地裁書記官より、第1回打ち合わせ期日候補日（10.7,14:30～15:30）、審判期日予定日（11.14）、第2回打ち合わせ期日の日程調整の事務連絡あり（FAX）。
- ・記入して、地裁に返送（FAX）。
- ・対象者と、鑑定入院先（病院）にて面会（第1回目）。

H○.9.24

- ・地裁書記官より、第1回打ち合わせ期日（10.7,17:00～）、第2回打ち合わせ期日（11.7,17:00～）、審判期日予定日（11.14、午後）、の日程の事務連絡あり（FAX）。

H○.9.29

- ・愛知県弁護士協同組合に、本件記録の謄写申請（第1回目）。

H○.9.30

- ・地裁書記官より、第1回打ち合わせ期日（10.7,17:00～）、第2回打ち合わせ期日（11.7,17:00～）、審判期日（11.14、午後）、の日程の事務連絡あり（FAX）。
- ・これを承諾し、記名したのち地裁に返送（FAX）。

H○.10.3

- ・地裁より、鑑定命令が発令された旨の通知書を受領（書面）。

H○.10.17

- ・地裁にて、第1回打ち合わせ期日開催。
- ～裁判官、審判員、参与員、検察官、付添人、社会復帰調整官、裁判所書記官が出席。

H○.10.23

- ・愛知県弁護士協同組合に、本件記録（精神鑑定書、生活環境調査結果報告書）の謄写申請（第2回目）。

H○.10.24

- ・地裁より、審判期日通知書（H○.11.14,14:00～）を受領（書面）。
- ・同日、付添人宛に、対象者に対し出頭命令が発布された旨の通知書を送付（書面）。

H○.11.7

- ・地裁にて、第2回打ち合わせ期日開催。
- ～裁判官、審判員、参与員、検察官、付添人、社会復帰調整官、裁判所書記官が出席。
- ・同日、地裁、入院期間延長（H○.12.11まで）の決定

H○.11.12

- ・対象者と、鑑定入院先（病院）にて面会（第2回目）。

H○.11.14

- ・地裁（903号法廷）にて審判。
- ・付添人意見書を提出（書面）。

H○.11.30

- ・地裁書記官より、国選付添人報酬支払のための書類の提出の求めの事務連絡あり（FAX）。

H○.12.1

- ・地裁宛に、「国選付添人活動報告書（費用請求明細書）」を提出（書面）。

H○.12.2

- ・地裁、審判決定（付添人宛、決定書送達）
- ～（主文）対象者に、医療を受けさせるために入院をさせる。

（4） まとめ

上記（3）の時系列をご覧になってお分かりのように、本件では、公選付添人の選任から地裁での審判決定までが約3か月間であり、その間に付添人である弁護士は、対象者や関係者との面談や打ち合わせ、事件記録の閲覧・謄写とその検討、現場見分、裁判所での関係者

打ち合わせ、意見書の検討・起案、など様々な活動を行う必要がある。場合によっては、鑑定人によって作成された鑑定書について疑義があれば、セカンド・オピニオンの、別の精神鑑定専門家に当該鑑定書の検討を依頼し、その意見を求め、付添人意見書に添付することもある。また、医療観察法の入院に替わる代替的措置の検討や、生活環境整備なども自ら、あるいは関係機関との連携を得て、その実現可能性を探っておくことも必要となる。

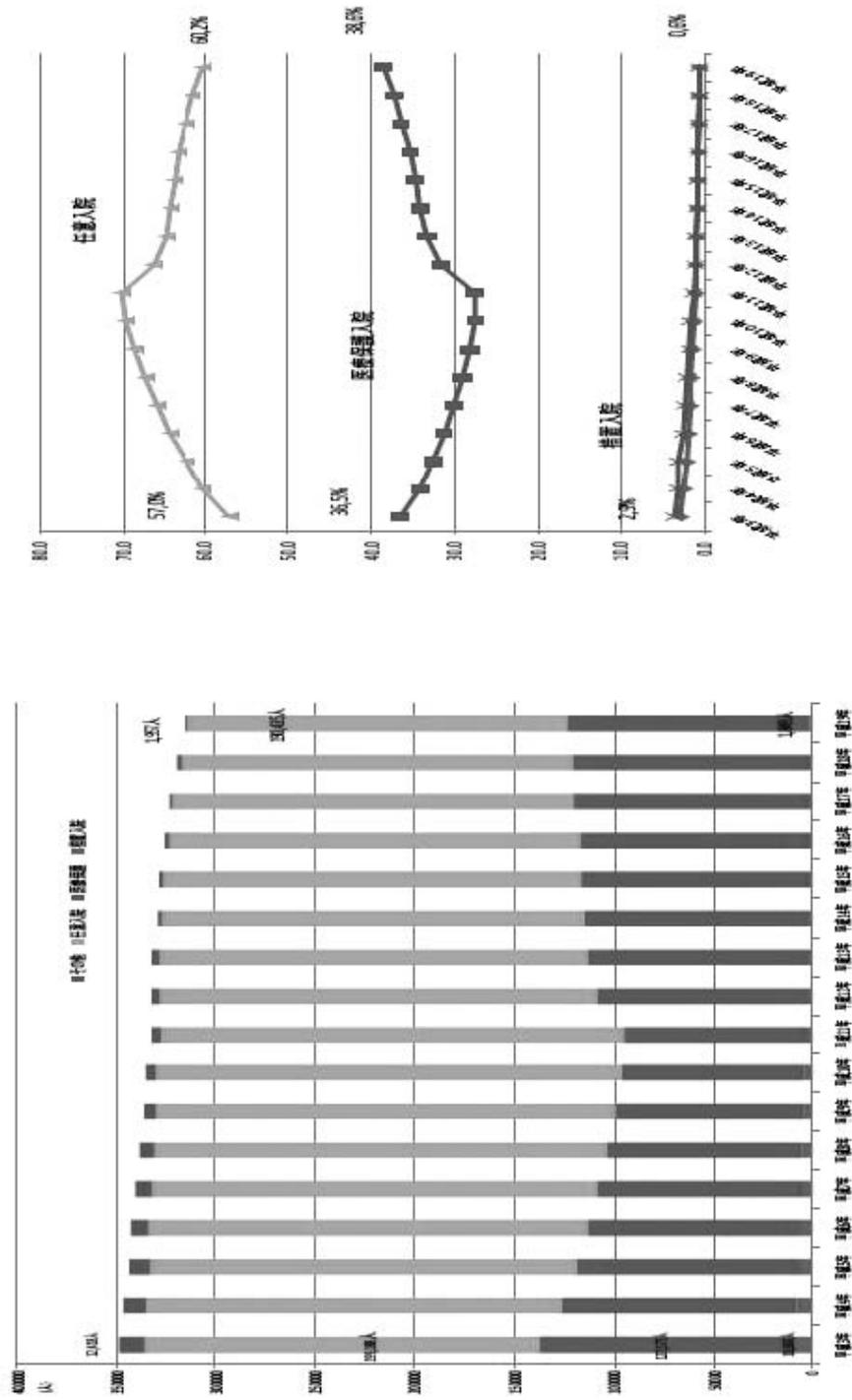
このように、医療観察法付添人の活動は、対象行為の存在を前提として、対象者の病状の改善と最終的な社会復帰の促進を目的とするものであるから、付添人として、医療観察法による入院や通院決定が相当でないとは判断するときには、その旨の意見を述べることは当然として、やはり、付添人としても、医療観察法による入院（もしくは通院）決定が相当と判断せざるを得ないと考える場合においては、その旨の意見を述べることも許容されている。

以上

【資料1】

入院形態別在院患者数の推移

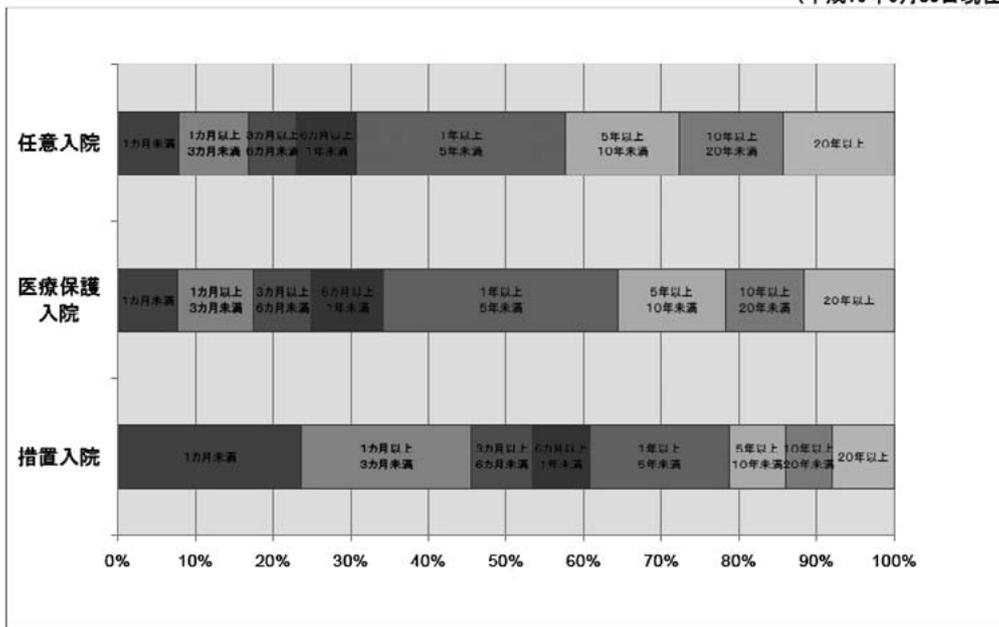
資料：精神・障害保健課調
(各年6月30日現在)



【資料2】

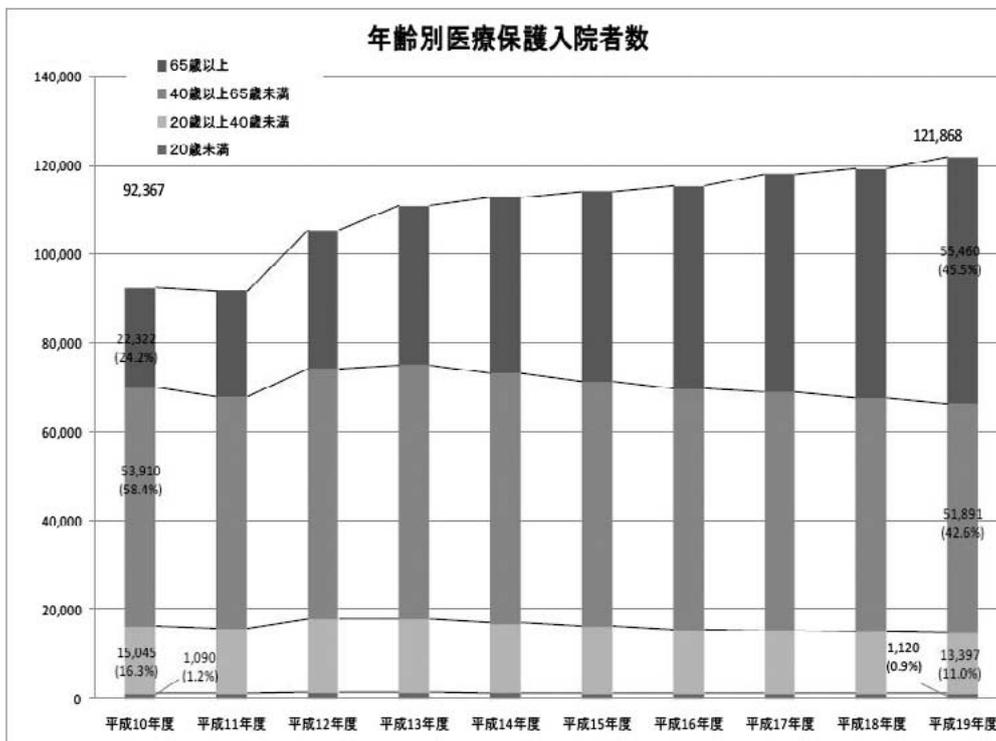
入院形態別・在院期間別の患者割合

資料：精神・障害保健課調
(平成19年6月30日現在)

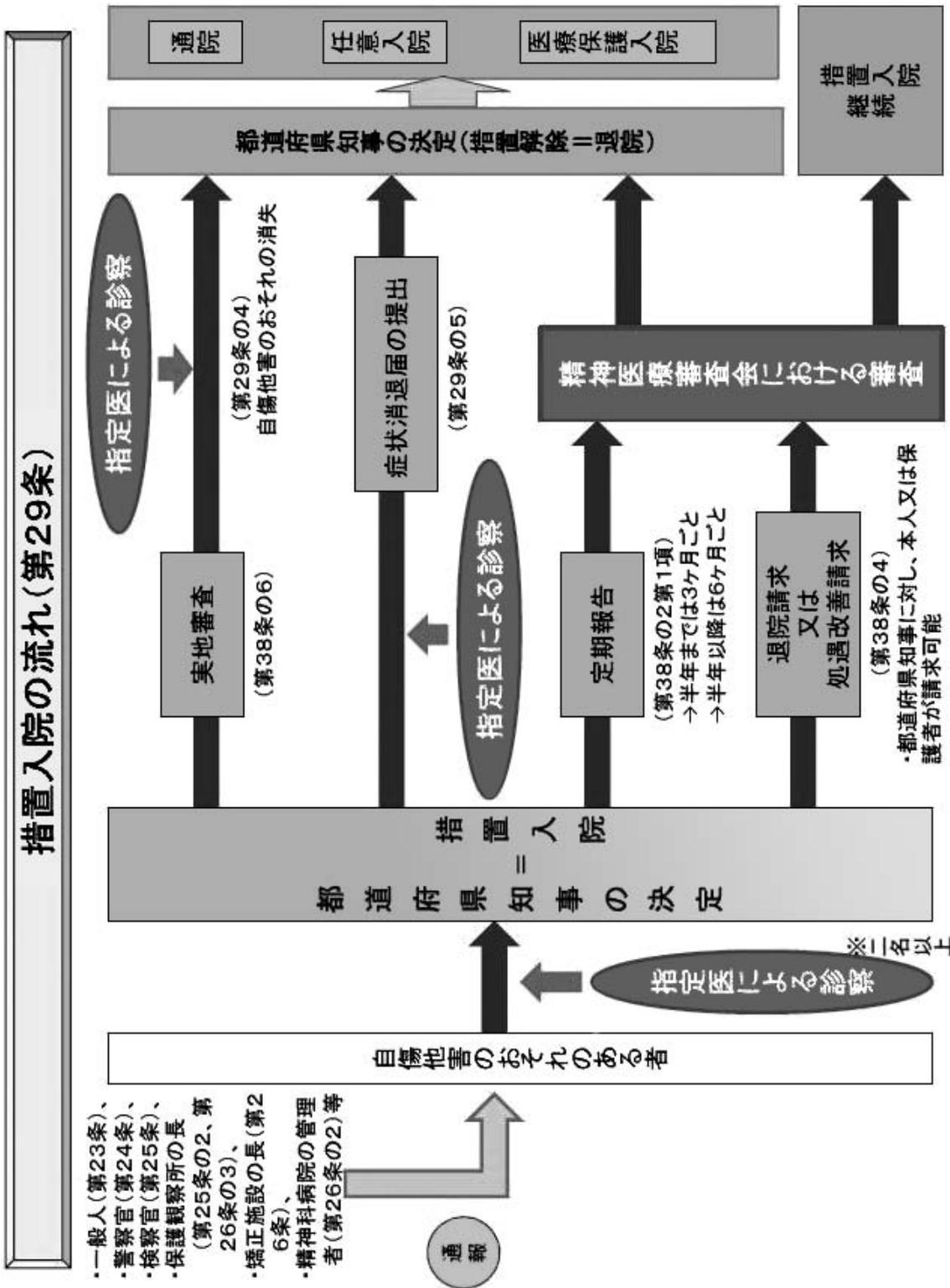


【資料3】

年齢別医療保護入院者数

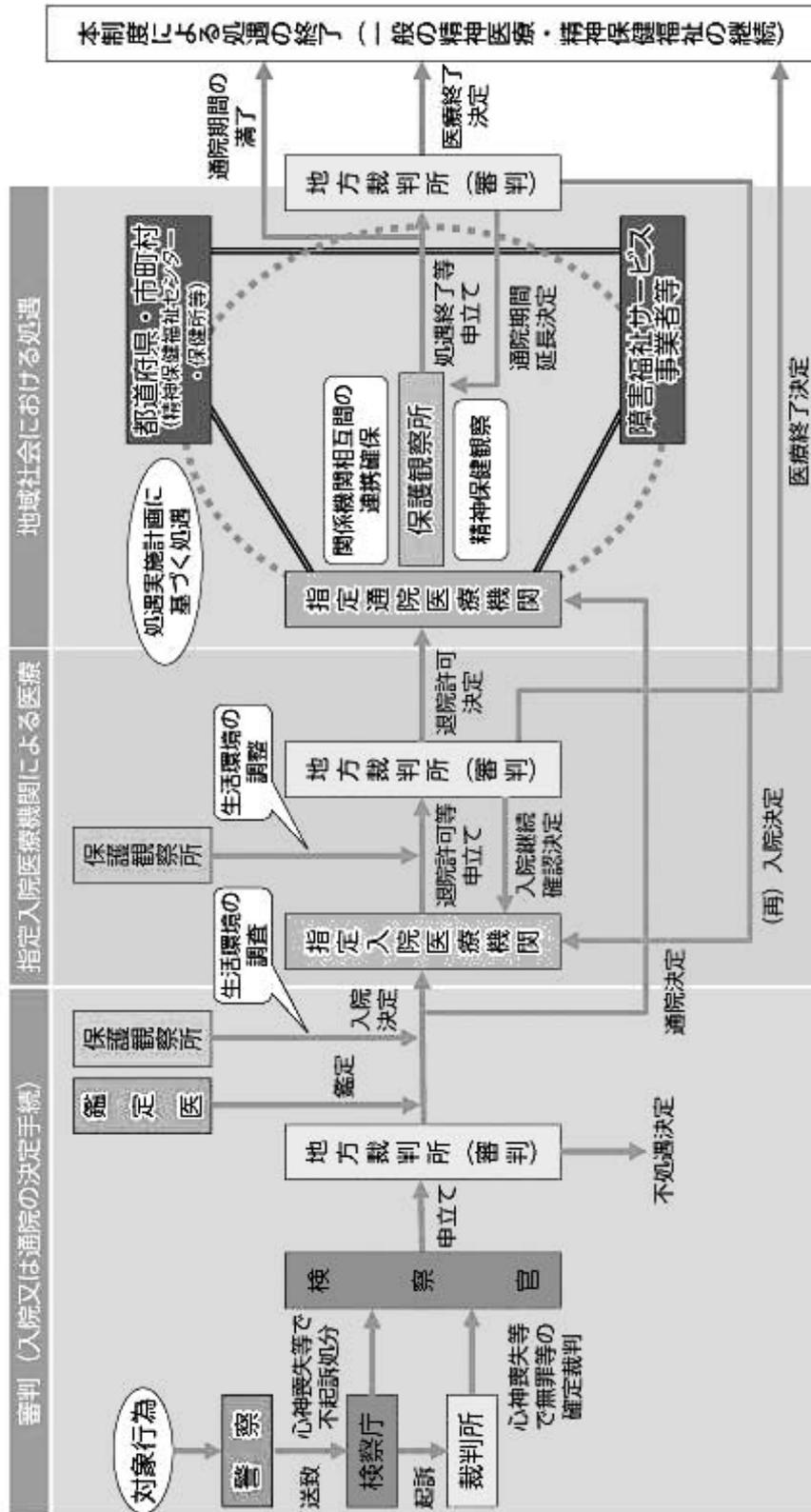


【資料 4】



【資料 5】

4-5-3-1 図 心神喪失者等医療観察法による手続の流れ



【資料 6】

4-5-1-1表 精神障害者等による一般刑法犯 検挙人員（罪名別）

（平成24年）

区 分	総 数	殺 人	強 盗	傷 害・ 暴 行	脅 迫	窃 盗	詐 欺	強姦・強制 わいせつ	放 火	そ の 他
検挙人員総数 (A)	287,021	899	2,430	47,362	2,145	153,864	10,997	3,309	592	65,423
精神障害者等 (B)	3,460	146	67	823	72	1,313	155	59	119	706
精神障害者	1,799	79	35	426	35	656	80	38	55	395
精神障害の疑いのある者	1,661	67	32	397	37	657	75	21	64	311
B / A (%)	1.2	16.2	2.8	1.7	3.4	0.9	1.4	1.8	20.1	1.1

- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「精神障害者等」は、「精神障害者」（統合失調症、中毒性精神病、知的障害、精神病質及びその他の精神疾患を有し、精神保健指定医の診断により医療及び保護の対象となる者）及び「精神障害の疑いのある者」（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）24条の規定による都道府県知事への通報の対象となる者のうち、精神障害者以外の者）をいう。

【資料 7】

4-5-3-2表 検察官申立人員・地方裁判所の審判の終局処理人員（対象行為別）

（平成24年）

対象行為	検察官申立人員				終局処理人員							
	総 数	不起訴	確 定 裁 判		総 数	入院決定	通院決定	医療を行 わない旨 の 決 定	却 下		取下げ	申立て 不 適 法 に よ る 却 下
			無 罪	執 行 猶 予 等					対象行為 を行った とは認め られない	心神喪失 者等では ない		
総 数	344	309	1	34	385	257	39	74	-	11	2	2
放 火 等	87	79	-	8	110	73	13	23	-	-	-	1
強 姦 等	12	10	-	2	13	9	2	2	-	-	-	-
殺 人 等	100	87	-	13	113	81	7	22	-	2	-	1
傷 害 等	127	116	-	11	130	80	16	24	-	8	2	-
強 盗 等	18	17	1	-	19	14	1	3	-	1	-	-

- 注 1 司法統計年報並びに法務省刑事局及び最高裁判所事務総局の資料による。
 2 「対象行為」は、一定の刑法の罰条に規定する行為に当たるものをいう（心神喪失者等医療観察法2条2項参照）。
 3 「放火等」は、現住建造物等放火、非現住建造物等放火及び建造物等以外放火に当たる行為（ただし、予備に当たる行為を除く。）をいい、延焼及び消火妨害に当たる行為を含まない。
 4 「強姦等」は、強制わいせつに当たる行為を含む。
 5 「殺人等」は、殺人予備に当たる行為を含まない。
 6 「傷害等」は、現場助勢に当たる行為を含まない。
 7 「強盗等」は、強盗及び事後強盗に当たる行為（ただし、予備に当たる行為を除く。）をいい、昏睡強盗に当たる行為を含まない。
 8 「執行猶予等」は、懲役又は禁錮の実刑判決であって、執行すべき刑期がないものを含む。
 9 複数の対象行為が認められた事件は、法定刑の最も重いものに、複数の対象行為の法定刑が同じ場合には対象行為の欄において上に掲げられているものに計上している。